

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法第23条第5項及び同法施行規則第18条の2第3項に基づき、
弊社の前事業年度の平均マージン率（派遣事業のみ）を下記の通り公開いたします。

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）実績マージン率について情報公開

派遣労働者の数：0人（令和7年4月1日現在）
派遣先の実数：0件
労働者派遣に関する料金の額平均：0円（1日8時間あたり）
労働者派遣の賃金平均額：0円（1日8時間あたり）
マージン率：0.0%

教育訓練に関する事項（派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項）

訓練種別	対象となる派遣労働者の種別 雇入時、派遣中、待機中等	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費負担の別	賃金支給の別
プログラムを作成する基礎				
アルゴリズム基礎	雇入時	OJT	無償（実費負担なし）	有給（無給部分なし）
プログラミング演習	雇入時	OJT	無償（実費負担なし）	有給（無給部分なし）
プログラムを作成する上でのデータベースの基礎				
データベース基礎	2年目	OFF-JT	無償（実費負担なし）	有給（無給部分なし）
データベースの応用（操作言語、チューニング）				
データベース演習	2年目	OFF-JT	無償（実費負担なし）	有給（無給部分なし）
システムに係る知識、それに付随する知識を見つける				
パッケージシステム講座	入社4年目以降	OJT	無償（実費負担なし）	有給（無給部分なし）
プロジェクト管理	入社4年目以降	OJT	無償（実費負担なし）	有給（無給部分なし）
ネットワーク構築	入社4年目以降	OJT	無償（実費負担なし）	有給（無給部分なし）
インフラ構築	入社4年目以降	OJT	無償（実費負担なし）	有給（無給部分なし）

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
開発部 元木 TEL:011-522-5676

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生等）
労働保険・社会保険にご加入いただきます（労働条件によっては加入できない場合があります）

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している
協定労働者の範囲：「ソフトウェア作成者」
協定書の有効期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

マージン率には下記内容含まれております。

- ・事業主として、負担すべき社会保険料及び労働保険料
- ・派遣労働者が取得する有給（特別）休暇、慶弔等の特別に充当した費用及び健康診断費用
- ・営業、管理採用活動等事業運営にあたる労働者の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費
- ・オフィスの家賃など事業運営のために必要な経費